

本巣市発注の完全週休2日制（土日）工事实施要領

（令和7年本巣市訓令甲第12号）

（趣旨）

第1条 この訓令は、市が発注する建設工事の週休2日を確保する工事（以下「完全週休2日制（土日）工事」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（発注方式及び対象工事）

第2条 完全週休2日制（土日）工事は、市（以下「発注者」という。）が発注する工事のうち指定した工事を対象とし、次のいずれかの方式で発注者指定型により発注することを原則とする。

（1）完全週休2日制（土日）工事（現場閉所）

ア 現場閉所が可能な工事のうち、時間的制約がない工事（災害復旧工事及び営繕工事を含む。）

イ 完全週休2日制（土日）を原則とする。

（2）完全週休2日制（土日）工事（交替制）

ア 社会的要請、時間的な制約等により現場閉所が困難な工事（災害復旧工事を含む、営繕工事を除く、交通規制、出水期、完成時期等の制約がある工事、連続施工が必要な工事等）

イ 災害応急対策（競争入札の場合）

2 次に掲げる工事について、完全週休2日制（土日）工事の対象としない。

（1）発注時に想定する現場作業日数（準備期間、後片付け期間を除く。）が著しく短い工事（1週間程度）

（2）災害その他避けることのできない事由により現場閉所及び交替制のいずれも困難な工事（随意契約による災害応急対策、除雪業務委託等）

（3）現場閉所及び交替制のいずれにもなじまない工事（一時的な作業が点在する維持修繕業務委託、時間的制約がある営繕工事等）

（用語の定義）

第3条 この訓令における用語の意義は、岐阜県発注の完全週休2日制（土日）工事实施要領（以下「県実施要領」という。）に定めるところによる。

（入札公告、指名通知及び特記仕様書への記載）

第4条 発注者は、入札公告、指名通知及び特記仕様書において完全週休2日制（土日）工事である旨を記載する。

（実施方法等）

第5条 完全週休2日制（土日）工事（現場閉所）は、以下のとおり実施するものとする。

（1）受注者は、工事着手前に、完全週休2日制（土日）の「予定工程表」（任意様式）を発注者に提出すること。受注者の責によらず土曜日及び日曜日に現場作業を余儀なくされる場合は、それに代わる現場閉所日を指定し、発注者の

承諾を得ること。また、工期の延長又は一時中止により工期の終期が延長した場合は、変更後の「予定工程表」を発注者に提出すること。

- (2) 受注者は、対象期間終了時に、「予定工程表」の対象期間において現場閉所日が確認できる「実施工程表」（任意様式）を発注者に提出すること。この場合において、発注者は受注者から現場閉所日を確認できる書類（工事日誌等）の提示を受け、「実施工程表」を確認すること。
- 2 完全週休2日制（土日）工事（交替制）を以下のとおり実施するものとする。
 - (1) 受注者は、対象者の休日確保状況を整理し、毎月発注者へ提出するものとし、対象期間（交替制）終了時には、対象期間（交替制）全体の休日確保状況を整理し発注者に提出する。
 - (2) 発注者は、受注者より提出される休日確保状況を確認する。なお、受注者の書類作成負担を考慮し、休日確保状況の確認に過度な資料を求めないよう留意すること。
- 3 災害等の受注者の責によらない不測の事態が生じ、完全週休2日制（土日）工事の遂行が困難となった場合は、受発注者の協議により完全週休2日制（土日）工事の対象外とすることができる。
- 4 工事着手前に限り、受注者からの協議により、現場閉所は交替制に、交替制は現場閉所に変更することができる。ただし、災害復旧工事及び営繕工事を除く。
- 5 受注者は、工事関係者や一般通行人等が「完全週休2日制（土日）工事」であることを容易に認識できるよう、工事標識内の見やすい箇所にその内容を掲示し、周知に努めるものとする。

（工事費の補正）

- 第6条 完全週休2日制（土日）工事（現場閉所）として発注するものについては、月単位又は通期の完全週休2日制（土日）（現場閉所）の達成を前提とした、県実施要領に定める算出方式に準じて補正係数を各経費に乘じ、当初予定価格を算出する。
- 2 対象期間終了時において、月単位又は通期の現場閉所率を確認し、前項の基準に満たないものは、その達成状況に応じて請負代金額の変更を行う。この場合において、予定工程表と異なる実績となっても、その内容に応じて補正を行う。
 - 3 完全週休2日制（土日）工事（交替制）として発注するものについては、月単位又は通期の週休2日（交替制）の達成を前提とした、県実施要領に定める算出方式に準じて補正係数を各経費に乘じ、当初予定価格を算出する。
 - 4 対象期間（交替制）終了時に月単位又は通期の平均休日率を確認し、前項の基準に満たないものは、その達成状況に応じて請負代金額の変更を行う。
 - 5 工事着手前に、発注した方式を完全週休2日制（土日）工事（現場閉所）から完全週休2日制（土日）工事（交替制）に、又は完全週休2日制（土日）工事（交替制）から完全週休2日制（土日）工事（現場閉所）に変更する場合の工事

費の補正は、県実施要領に定める算出方式に準じて補正係数を各経費に乘じ、請負代金額を変更するものとする。

- 6 前項に規定する完全週休2日制（土日）工事（現場閉所）に変更する場合は、対象期間終了時に月単位又は通期の現場閉所率を確認し、県実施要領に定める算出方式に準じて請負代金額を変更するものとする。この場合において、予定工程表と異なる実績となっても、その実績に応じて補正を行うものとする。
- 7 第5項に規定する完全週休2日制（土日）工事（交替制）に変更する場合は、対象期間終了時に月単位又は通期の平均休日率を確認し、県実施要領に定める算出方式に準じて請負代金額を変更するものとする。
- 8 工事着手前に完全週休2日制（土日）工事の対象外とした場合は、工事費の補正対象外とし、工事費の積算を変更し、請負代金額の変更を行うものとする。

（補則）

第7条 この訓令に定めるもののほか、完全週休2日制（土日）工事の実施に関し必要な事項は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

附 則

この訓令は、令和8年7月1日から施行する。